

第1章

高知県震災復興都市計画 指針【計画編】の概要

（1）概 要

①位置づけ及び目的

高知県震災復興都市計画指針は、【手続き編】と【計画編】の2分冊で構成する。

【手続き編】は、被災調査から建築制限、都市計画決定等までの行動手順を示している。【計画編】は、地区の復興まちづくり計画の策定方法を整理するとともに、復興を円滑に進めるために必要な事前の準備に取り組むことを目的とする。

指針の目的、対象とする範囲、想定する災害の種類・規模については、【手続き編】の第1章に記載のとおりである。

【計画編】では、地区の復興まちづくり計画等を被災住民と合意形成を図りながら「どのように策定するのか」に着目して、計画策定のための基本的な知識、考え方、計画事例等を整理している。また、復興を円滑に進めるために、平時からどのように備えておくべきかを「事前の取組」として整理している。

地区の復興まちづくり計画等を策定する際において、以下の事項が実務上の課題となることから、【計画編】は、これらの課題解決の一助となることを目的としている。

- 各地域（市町村）の実情に即した実行性の高い復興まちづくりを行うためには、事前復興計画づくり等、「被災住民との協働」による的確かつ速やかな都市の復興が可能となる取組を進めておく必要がある。
⇒課題解決のためには、主として「第2章」を参照
- 【手続き編】で示す建築制限を定められた期間までに行うためには、復興まちづくりの方針や復興計画を速やかに立案する県、及び市町村職員の技術力の確保が重要となる。また、地域の実情、被災状況、被災住民のニーズに即した復興事業の導入や組合せを的確に提案し、又は取りまとめるためには、幅広い知識の習得を進めておく必要がある。
⇒課題解決のためには、主として「第3章」を参照
- 各地域（市町村）で確保できる体制に即した実行性の高い復興まちづくりを行うためには、模擬訓練の実施等、「県及び市町村職員の連携」による的確かつ速やかな指針の運用が可能となる取組を、進めておく必要がある。
⇒課題解決のためには、主として「第4章」を参照

②南海トラフ地震等の大震災に対する基本的な考え方

最大クラスの地震及び津波においても、「生命を守る」ことを目指すとともに、ソフトとハードの対策を織り交ぜながら、都市の持続可能性に着目した取組を進める。

何よりも尊い生命を最大クラスの地震及び津波でも確実に守ることを目指し、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり、地域づくり対策について、ソフトとハードの対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じるとともに、自助、共助、公助それぞれが互いに連携する取組を進める。

強い揺れから身を守るためには、個人住宅の耐震改修、建て替えの促進を図るとともに、公共建築物の耐震化を計画的に進める。なお、【計画編】では、発災後の取組を中心に記載しているが、被害の軽減や迅速な復興のためには、発災前の取組も非常に重要である。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を行うためには、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるような取組を進める必要がある。

さらに、津波による甚大な被害への対策・対応として、公共施設や住居等を津波による被害の危険性の低い地域への移転（高台移転も含む）を進める場合でも、市街地での人口密度を確保することを目指すなど、復興事業の完成後も都市の持続可能性に着目した取組を進める。

表 1－1 発生が懸念される地震及び津波の考え方

| 発生頻度 | 考え方 |
|--|---|
| 【レベル 1】 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波 | 住民等の生命に加え、財産を守ることや地域の経済活動の安定化の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。 |
| 【レベル 2】 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波 | 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進する。 |

③その他

都市計画区域外の地域においても、本指針を参考に「事前の準備」（事前復興計画づくり等）をはじめとした都市の復興の取組を進めていくことが重要である。

東日本大震災における復興整備計画で確認できるように、都市計画区域における復興手法は、市街地開発事業（被災市街地土地区画整理事業）や防災集団移転促進事業が中心となるが、それ以外の事業（災害公営住宅整備事業等）も適用されている。また、都市計画区域外でも様々な事業（農山漁村地域復興基盤整備事業、漁業集落防災機能強化事業等）が適用されている。

本指針は、都市計画区域内における都市の迅速な復興のために活用するものの、都市計画区域外の地域で適用できる防災集団移転促進事業等を記載する。

表 1-2 東日本大震災における復興整備計画

| 地域 | 対象市町村 | 事業施行地区 | 復興整備事業の内容 | 主な許認可等の特例 |
|----|--|----------|--|--|
| 岩手 | 計 10 市町村 宮古市, 大船渡市, 久慈市, 陸前高田市, 釜石市, 山田町, 大槌町, 岩泉町, 田野畑村, 野田村 | 計 146 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 （宮古市等の計 21 地区） ・集団移転促進事業 （宮古市等の計 43 地区） ・都市施設の整備に関する事業 （宮古市等の計 57 地区） ・土地改良事業 （釜石市の計 2 地区） ・その他施設（例：サケふ化場）の 整備に関する事業 （宮古市等の計 51 地区） | <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし （宮古市等の計 55 地区） |
| 宮城 | 計 14 市町 仙台市, 石巻市, 塩竈市, 気仙沼市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 東松島市, 亘理町, 山元町, 七ヶ浜町, 利府町, 女川町, 南三陸町 | 計 343 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 （石巻市等の計 27 地区） ・集団移転促進事業 （仙台市等の計 193 地区） ・都市施設の整備に関する事業 （石巻市等の計 47 地区） ・土地改良事業 （南三陸町の計 2 地区） ・その他施設（例：太陽光発電）の 整備に関する事業 （仙台市等の計 106 地区） | <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし （仙台市等の計 183 地区） ・都市計画法の開発許可みなし （石巻市等の計 137 地区） ・自然公園法の建設等許可みなし （石巻市等の計 35 地区） |
| 福島 | 計 8 市町村 いわき市, 相馬市, 南相馬市, 広野町, 檜葉町, 新地町, 川俣町, 川内村 | 計 170 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 （いわき市等の計 7 地区） ・集団移転促進事業 （いわき市等の計 51 地区） ・都市施設の整備に関する事業 （いわき市等の計 60 地区） ・土地改良事業 （相馬市等の計 11 地区） ・造成宅地滑動崩落対策事業 （檜葉町の計 1 地区） ・その他施設（例：植物工場）の 整備に関する事業 （いわき市等の計 47 地区） | <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし （いわき市等の計 71 地区） ・都市計画法の開発許可みなし （いわき市等の計 15 地区） |

出典：復興庁「復興整備計画の活用状況」（平成 26 年 8 月 15 日現在）

（２）指針【計画編】の構成

本指針の構成は、平時における「事前の準備」のうちの事前復興計画づくりと模擬訓練の取組、及び【手続き編】で示した行動手順と整合した発災後の地区の復興まちづくり計画の取組に区分している。

本指針における各章の主な内容は、以下の指針の構成と大まかな関係性（図 1－1）に示すとおりである。

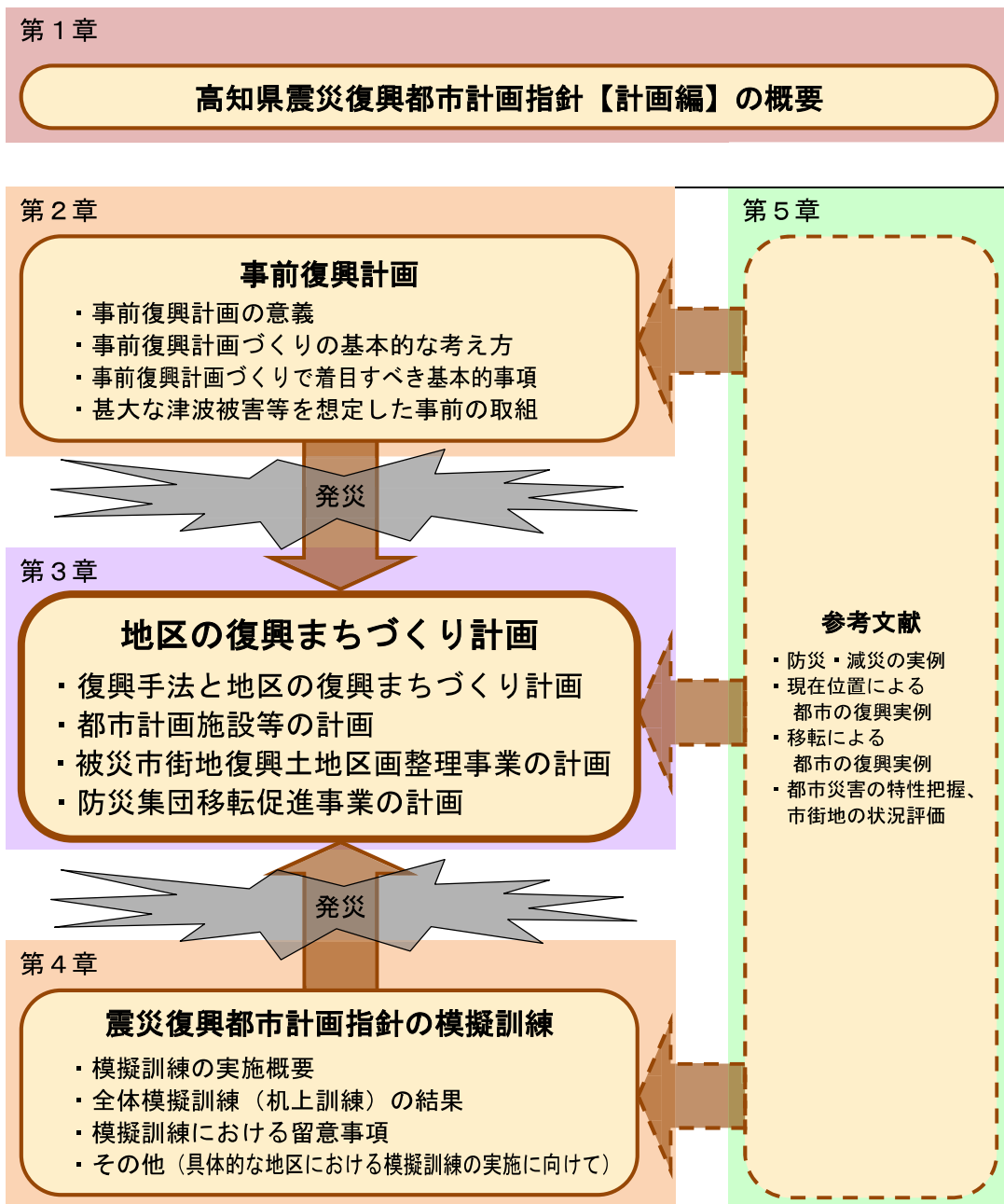


図 1－1 指針の構成と大まかな関係性

本指針は、平時における「事前の準備」と発災後の地区の復興まちづくり計画に区分した構成としている。

「第2章 事前復興計画」では、被災後の混乱という中で復興まちづくりの検討を十分に行うことが極めて困難であることから、平時からの「事前の準備」としての事前復興計画づくりを推進する考え方とともに取組等を記載している。

「第3章 地区の復興まちづくり計画」では、現在位置または移転による都市の復興のため、復興事業を整理するとともに、復興まちづくりの基幹となる被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の計画づくり、両事業の基本となる都市計画施設等の計画の考え方を記載している。

「第4章 震災復興都市計画の模擬訓練」では、仮想の被害地区において【手続き編】及び第3章を活用した地区の復興まちづくり計画を検討する模擬訓練を実施した結果や課題を事例として記載している。

「第5章 参考文献」では、発災前や発災後の市町村主体の取組促進のために、防災・減災、復興の実例とともに、都市災害の特性把握、市街地の状況評価を記載している。

なお、【計画編】では、【手続き編】で示した震災復興都市計画の事務手続きについて、本県における被害想定や地域特性に応じた計画立案、計画策定における基本的な考え方、想定される事業手法や地元合意形成のポイント等を示すことにより、県・市町村担当職員の事前の準備に資するものとしている。

